

別表1

ロードサービス対象車種

(利用約款)

1 ロードサービス対象車種

(1) J A Fが実施するロードサービスの対象車種は、自動車検査証に記載された車両重量^{注1)}が3,000kg以下であり、かつ最大積載量^{注2)}が2,000kg以下の自動車であること。

(2) 上記(1)に該当する車両であっても、車両の総重量^{注3)}が、3,000kgを超えている場合は、J A Fの装備能力の制限により次のロードサービスをご利用いただくことができません。

ア パンク修理

イ 落輪・落込み・スタック時の救援

ウ 車両のけん引・搬送

ただし、車両の総重量が3,000kgを超えている場合であっても、積載物等を降ろすことにより車両の総重量を、3,000kg以下にできる場合は、上記アイウのロードサービスをご利用することができます。

注1 車両重量・・・自動車本体の重量+満タン時の燃料の重量+規定量のオイルおよび冷却水の重量

注2 最大積載量・・・その自動車に積載することのできる最大限の貨物の重量

注3 車両の総重量・・・車両重量+積載物の重量。なお、車検証記載の「車両総重量」は、車両重量+(乗車定員×55kg)+最大積載量であり、ここでのいう実際の車両の総重量とは異なります。

【ロードサービス対象車種例】

● 自家用乗用自動車



乗用車



軽乗用車



ミニカー

● 事業用乗用自動車



法人タクシー



個人タクシー



介護タクシー

● 二輪自動車(倒車付きのものを含む)



大型二輪車



中型二輪車



小型二輪車



原動機付自転車

● 貨物自動車（自家用・事業用）



トラック（2t積以下）



バン型車（2t積以下）



軽トラック



軽バン

● 特種用途自動車（自家用・事業用）



キャンピングカー



軽トラック（保冷車）

（3）車両重量が3,000kgを超え、または最大積載量が2,000kgを超える大型バス（マイクロを含む。）、大型トラック（大型トレーラーを含む。）についても、燃料補給、ドアロック開錠作業に限りロードサービスをご利用いただけます。



燃料切れ



キーの閉じ込み

【燃料補給、ドアロック開錠のみロードサービスの対象車種例】

● 乗用車（自家用・事業用）



大型バス



スクールバス



マイクロバス

● 貨物自動車（自家用・事業用）



大型トラック



大型トレーラー

2 ロードサービスの対象外となる車種

大型特殊自動車および小型特殊自動車（下記の図参照）、車両重量または最大積載量にかかわらずロードサービスの対象外です。

なお、大型特殊自動車および小型特殊自動車には、オートトレーラー、キャンピングトレーラー、ボートトレーラー、バイクトレーラーおよびその他のトレーラーを含みます。

● 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の種類



ショベルローダー



トラクター



ブルドーザー



クレーン車